



# 中学校夜間学級設置に向けた埼玉県の取組について

資料2-2

## 【法的な位置づけ】

- 中学校夜間学級とは、市町村が設置する中学校において、二部授業が行われる学級【学校教育法施行令第25条】
- 全ての地方公共団体に中学校夜間学級における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務づけられた【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、**教育機会確保法**）第14条】

## 【歴史的背景】

- 戦中・戦後の混乱期の中で、義務教育を受けることのできなかった方々の学ぶ場として、昭和20年代初頭に設置

## 【設置状況】

- 全国8都府県25市区31校に設置 ※千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、奈良、広島
- 現在は、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を中心に教育
- 日本国籍を有しない者が増加しており（全体の約8割）、日本語の学習等も実施 ※生徒数1,687名（うち外国籍1,356名 約80%）平成29年7月1日現在

## 【国の動き】

- 下村文部科学大臣（当時）が、「少なくとも各都道府県ごとに1つぐらいは設置することによって、学びたい方々にそのチャンス、可能性を提供できるような仕組みということをやはり考えていく必要があると思う。」と発言（H26.5）
- 馳文部科学大臣（前超党派の議員連盟座長）（いずれも当時）が、埼玉の夜間中学運動30周年集会で講演し、「各都道府県に設置が目標」と発言（H27.10）
- 議員立法の「**教育機会確保法**」が平成28年12月7日に成立
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」  
平成29年3月31日（文部科学省）
- 文部科学省が「夜間中学の設置推進・充実事業（委託研究事業）」を平成30年度予算計上 ※都道府県・市町村役割分担に係る調査研究（1か所あたり約50万円）▶県が申請  
※夜間中学新設準備に係る調査研究（1か所あたり約250万円）▶川口市が申請

## 【県教育委員会の基本的な考え方】

- 川口市や関係市町村との連携を深めながら適切に支援を進めていく

## 【県教育委員会の取組】

- 国の動向を受け、平成27年度から設置に係る調査・研究等を開始

## 【平成27年度の取組】 <夜間中学設置研究>

- 中学校夜間学級設置に係る調査・研究
  - ・ 中学校夜間学級設置検討会議準備委員会を2回開催（6月、2月）
  - ・ 川口自主夜間中学視察（6月、10月）
  - ・ 設置校の視察（千葉県市川市、東京都足立区）
  - ・ 文部科学省担当者への聞き取り（10月）

## 【平成28年度の取組】 <夜間中学設置研究>

- 「中学校夜間学級の設置促進事業」（H27 補正予算）
  - ① 中学校夜間学級設置検討会議を3回開催（6月、12月、3月）
  - ③ 中学校夜間学級関係市町村連絡協議会を2回開催（9月、1月）
    - ・ 設置校の視察（川崎市、奈良県、兵庫県）
    - ・ 国の「夜間中学に関するアンケート」に協力、実施（3月）

## ●H29.3.8 川口市長「川口市に開設したい」と表明（H29.3.9 埼玉新聞）

## 【平成29年度の取組】 <川口市の夜間中学設置支援>

- 「中学校夜間学級の設置促進事業」（県単） ※川口市と連携しながら推進
  - ① 中学校夜間学級設置検討会議（県教育局内）（6月、3月）
  - ② ワーキンググループ会議（県教育局内）（5月、7月、2月）
  - ③ 県内関係市町村との連絡協議会（5月、9月、2月）
  - ④ 川口市との連携協議会（4月、5月、6月、7月、8月、10月、12月、1月）
  - ⑤ 民間団体との連絡会（2月）
    - ・ ニーズ調査（9月中旬～10月中旬）の実施（実施主体：川口市）
    - ・ 広報活動（ポスター・リーフレットの作成・配布及び掲示）
    - ・ 他都府県の中学校夜間学級視察（奈良県・大阪府・兵庫県・東京都・千葉県）

## 【平成30年度の取組】 <川口市の夜間中学設置支援>

- 「夜間中学の設置推進・充実事業」（国委託・県単） ※川口市と連携しながら推進
  - ① 中学校夜間学級設置検討会議（県教育局内）（5月）
  - ② ワーキンググループ会議（県教育局内）（5月～随時）
  - ③ 県内関係市町村との連絡協議会（4月、5月、7月、10月、1月）
  - ④ 川口市との連携協議会（4月、5月、7月2回、10月、12月）
  - ⑤ 民間団体との連絡会（7月、2月）
    - ・ 広報活動（ポスター・リーフレットの作成・配布及び掲示）（7月）
    - ・ 入学説明会（8月、9月、10月）
    - ・ 夜間中学ガイド【参考資料】の作成・配布及び周知（3月）
    - ・ 他都府県の夜間中学視察（横浜市・川崎市・東京都・京都府）